

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和3年11月25日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100029 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100067 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は、B 社。）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 3 月 21 日から同年 4 月 14 日まで

私は、昭和 55 年の新卒定期採用として入社し、C 社 D 工場（現在は、E 社。）において入社式及び研修があった後に、A 社に赴任した。

定年を迎えるに当たり、定年・年金セミナーにおいて、入社時の記録が異なっていると指摘を受け、調べてもらったところ、従業員名簿、F 健康保険組合及び F 企業年金基金における入社日は、昭和 55 年 3 月 21 日とされているが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がないことが分かった。

調査の上、厚生年金保険の資格取得日を訂正し、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社と合併した B 社が提出した請求者に係る従業員名簿及び「退職金のお知らせ」並びに同社が加入する F 健康保険組合が提出した請求者に係る台帳照会（被保険者情報照会）によると、請求者の入社日は昭和 55 年 3 月 21 日と記載されている上、同社は、請求期間において請求者は正社員である旨回答していることから、請求者は、請求期間当時、A 社に勤務していたものと認められる。

しかしながら、F 企業年金基金が提出した請求者に係る厚生年金基金加入員台帳及び A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿により確認できる資格取得日は、いずれも昭和 55 年 4 月 14 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、B 社は、請求期間当時の資料が残っていないため、請求者の請求期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額については不明である旨回答している上、請求者及び A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚が、請求期間当時、同社の社会保険事務を担当していたとして氏名を挙げた者は、厚生年金保険料の控除方法及び給与計算方法について、記憶がない旨回答しており、請求者自身も請求期間に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100134 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100068 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 11 月 28 日から昭和 62 年 8 月 1 日まで

A 社に昭和 59 年 11 月 28 日以降も継続して勤務していたので、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、昭和 59 年 11 月 28 日と記録されているところ、A 社の回答及び同社が提出した請求者に係る「年末調整社内一覧表」によると、請求者の同社における退職年月日は、昭和 62 年 3 月 16 日とされており、雇用保険被保険者記録によると、請求者の A 社における離職年月日は、昭和 62 年 3 月 31 日とされていることから、請求期間のうち、少なくとも昭和 62 年 3 月 16 日までの期間について、請求者は、同社に引き続き勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社は、請求者の給与から昭和 59 年 11 月分以降の厚生年金保険料を控除していない旨回答しており、同社が提出した昭和 59 年分から昭和 62 年分までの「給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」において、昭和 59 年 11 月分から昭和 62 年 1 月分までの各月の社会保険料控除額が記載されているところ、社会保険料の内訳は記載されておらず、当該控除額は、昭和 59 年 11 月分以降の各月の厚生年金保険の標準報酬月額最低等級（第 1 級）の保険料額及び給与総支給金額に見合う雇用保険料額の合計額にも満たないことから、請求者の請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたことを推認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100187 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100069 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者期間を保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 47 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、平成 28 年 4 月に A 社に入社したが、会社が社会保険の加入手続をしてくれなかった。令和 2 年 2 月に会社が資格取得日の訂正届を提出したようだが、請求期間が保険給付の対象とならない記録とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

日本年金機構が保管する請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正届）によると、A 社は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 2 月 19 日に、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 28 年 10 月 1 日から同年 4 月 1 日と訂正する当該届を提出していることが確認でき、オンライン記録によると、請求期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していたと認められる場合とされている。

しかしながら、A 社が提出した請求者に係る賃金台帳によると、請求者の請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる上、同社は、請求期間に係る厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。